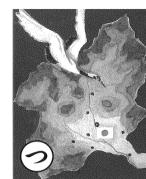




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年4月5日(金) 第9688号

目次

	ページ
公 告	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課)	2
○同	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3
正 誤	
○平成31年3月8日付け公告(建築課)	3

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成31年3月25日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
古塩建設株式会社	群馬県みどり市大間々町大間々2 279番地2	代表取締役 古塩努	群馬県知事許可（般－ 27）第10576号 群馬県知事許可（特－ 30）第10576号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第5号の規定による建設業許可の取消処分
 - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般－30）第10576号
 - (2) 取消処分の対象となる建設業 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第208条の規定により罰金10万円の略式命令を受け、平成30年7月31日にその刑が確定しているにも関わらず、同年11月19日付けで提出した建設業許可申請書に、申請者及び申請者の役員等が建設業法第8条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書を添付し、もって不正の手段により、同年12月14日付けで同法第3条第1項の許可を受けた。このことは、同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成31年3月25日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
古塩建設株式会社	群馬県みどり市大間々町大間々2 279番地2	代表取締役 古塩努	群馬県知事許可（般－ 27）第10576号 群馬県知事許可（特－ 30）第10576号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業許可の取消処分

- (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般-27）第10576号
- (2) 取消処分の対象となる建設業 建築工事業、大工工事業及び管工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役は、平成30年7月13日に桐生簡易裁判所から刑法（明治40年法律第45号）第208条の規定により罰金10万円の略式命令を受け、同年7月31日にその刑が確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、富岡都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成31年4月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画道路 3・4・3号 小沢別保線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 富岡市富岡及び別保地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県富岡土木事務所及び富岡市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 平成31年4月5日から同月19日まで

■ 正 誤

○公告正誤

平成31年3月8日付け公告（平成31年木造建築士試験の実施）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9680号	7	15	前橋工科大学 前橋市上佐鳥町460-1	前橋商業高校 前橋市南町4-35-1

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111